

四国地区大学総合体育大会規程

第1章 総 則

第1条 四国地区大学総合体育大会（以下「大会」という。）は、四国地区大学体育連盟規約に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、これを実施するものとする。

第2条 大会には、会長、副会長、顧問、参与、運営委員長、競技委員長及び委員を置く。ただし、必要あるときは、運営副委員長及び競技副委員長を置くことができる。

第3条 大会の種目は、四国地区大学体育連盟役員会（以下「役員会」という。）にはかり、かつ、当番大学が実施可能として承認されたものとする。ただし、参加申込のチームが3チームに満たない種目はこれを行わない。

第4条 大会は、毎年度の四国地区大学総合体育大会競技要項（以下「競技要項」という。）の定める期日に実施する。ただし、天候不良その他の事故により予定の期日に実施が不可能になった場合は、その種目については中止する。

第5条 当番大学は、各種目ごとの期日、場所、選手数、試合方法及び競技規則等を定めた競技要項を作成し、役員会の承認を受けるものとする。

第6条 大会の参加は、大学単位とし、1種目について1大学1チームとする。ただし、種目によって、特殊な事情がある場合に限り、大学と当該大学に併設される短期大学を合併してチームを編成することができる。チーム名は、当該大学に一任する。この場合に男女別に競技が行われる種目については、それぞれを1種目の競技とし、次条以下において同様とする。

2 1チームの編成については、競技要項の定めるところによる。

第7条 大会に参加できる者は、四国地区大学体育連盟（以下「連盟」という。）に加盟している大学の学生とする。

第8条 大会の参加申込みは、当番大学が定めるところにより行うものとする。

第9条 選手が出場できる種目は、1人2種目（ラグビーを除く。）以内とする。ただし、硬式野球及び準硬式野球（ソフトボール及び軟式野球が実施されるときは、それを含む。）については、1人がこれらを兼ねて出場することができない。

第10条 各種目の競技に出場することができるものは、その種目の競技に登録された者に限る。ただし、所定の手続きのうえ主将会議で承認された者については、これを変更することができる。

第11条 主将会議は、原則として大会の試合前日に当番大学の定めるところにより開催する。ただし、主将会議に無届で欠席した大学は、その種目については棄権したものとみなす。

第12条 組み合わせは主将会議もしくは競技担当校の責任抽選で行う。

第2章 競技方法

第13条 大会の種目において団体戦及び個人戦のある種目については、団体戦を先に行う。

第14条 各種目とも参加チームには、1点を与え、さらに1位3点、2位2点、3位1点を与えて、その合計を当該種目の得点とする。この場合において申込み締切り後、参加辞退等により参加チーム数が2以下となった場合および雨天等により当日の競技が実施できなかった場合においても同様とする。なお陸上競技、水泳競技、ボート競技及び少林寺拳法については、各競技の種目の得点の総合点によりそれぞれの種目の順位を決定する。

2 前項の定めにより各種目の得点を計算する場合において、個人戦のある種目については、個人戦を除き順位を決定し、それに基づき得点を与える。

3 前項の定めにより順位を決定する場合において、得点の同じチームであるときは、1位の数の多いものを上位とし、1位の数が同じ場合は2位の数（以下これに準ずる。）によって決定する。

4 競技の途中において実施が不可能になった場合には、すでに順位の決定したチームには、その点数を与え、順位が未定のチームには、相当順位の点数の和をチーム数で除して得た数を点数として与え、それをそれらのチームの得点とする。

第15条 大会の総合順位は各種目の得点の合計によって男・女別に定め、合計得点の最多点のものを総合優勝とする。この場合において、合計得点の同じ大学のあるときは、前条第3項の定めを準用して決定する。

第16条 大会の種目の競技は、競技最終日の午後6時で打ち切るものとする。

2 前項の定めにより競技が打ち切られた場合において、実施すべき種目の過半数がそれまでに完了しないときは、総合優勝の決定は行わない。

第3章 表彰

第17条 大会において総合優勝した大学に対しては賞状、優勝旗及び優勝杯を、2位及び3位の大学に対しては賞状を授与する。

第18条 大会において種目ごとに優勝した大学に対しては、それぞれ賞状及び優勝杯を、2位及び3位の大学に対しては賞状を授与する。

第19条 大会において個人競技又は個人戦に優勝した者に対しては、賞状を授与する。

第4章 雑則

第20条 大会運営について、協議を必要とする重要事項が生じた場合は参加大学の連盟理事が協議の上処理する。

第21条 この規程を改廃しようとするときは、連盟の役員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、昭和40年4月24日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和41年4月23日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和44年4月26日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和45年4月25日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和47年4月22日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和52年4月30日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成3年4月20日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成5年4月23日から施行する。

附 則

この改定規程は、平成25年4月22日から施行する。

附 則

この改定規定は、平成29年4月20日から施行する。

附 則

この改定規定は、平成30年4月25日から施行する。